

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年4月28日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100140号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200002号

## 第1 結論

昭和57年\*月\*日から昭和58年5月2日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月\*日から昭和58年5月2日まで

私は、平成7年頃、A市役所B事務所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。請求期間について保険料が未納と記録されていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、オンライン記録により確認できる国民年金の被保険者資格取得処理日から、A市において平成8年1月頃に払い出され、請求者の主張のとおり、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたことが推認できるところ、当該加入手続時点において、請求期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2100131 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2200004 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 平成 2 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、請求期間①及び②について、A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間①について、複数の同僚の陳述により、請求者は請求期間①に A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は平成 12 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も所在不明のため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①及び②において、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき所在が判明した、請求者が氏名を記憶している同僚を含む 25 人に照会を行ったところ、17 人から回答又は陳述があり、そのうちの 9 人は、自身の同社における厚生年金保険の被保険者期間と実際の勤務期間に相違はない旨回答している一方、相違がある旨回答している 3 人は、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させてもらえず、その間は、給与からの厚生年金保険料の控除はなかった旨陳述している上、相違があると回答した 3 人のうち 2 人が保管する給料明細書により、厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の資格取得年月日は、昭和62年8月1日と記録されており、当該資格取得年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

2 請求期間②について、請求者は、平成2年9月末までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、上記1同様、A社は平成12年4月16日に適用事業所でなくなっている上、事業主も所在不明のため、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記1の照会により、12人の同僚から請求者のことを覚えている旨の回答が得られたものの、請求者の離職日を記憶する者はおらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な回答及び陳述を得ることはできなかった。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の離職年月日は、平成2年9月20日と記録されており、当該離職年月日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（離職日の翌日）と符合している。

3 請求者は、請求期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。